

2004年 夏号

おおぞら

No.8

札幌おおぞら法律事務所 〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目 タイムビル3階
TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705 E-mail:sapporo@ozoralaw.com



雨竜沼湿原

残暑お見舞い申し上げます

「責任」を問おう。イラクで拘束された3人には、その行動に対する自分への「責任」が問われるにすぎず、国家に対する「責任」では決してない。彼らへの激しいバッシングを生じさせた「自己責任」論は、本来「責任」を負うべき者たちの「責任回避」論ではなかったのか。

その一方で、説明責任がほとんど果たされぬまま、世の中が動いていってしまうような喪失感。戦争の大義、政治の公約、企業の不祥事、司法改革の理念。

まだ遅くない。「責任」はどこに行ってしまったのか。何を見据えればいいのか。今こそ本当の「責任」を問わなければ。

今年の夏は、猛暑と豪雨から始まりました。まずは健康です。お身体にはくれぐれもご自愛ください。

2004年8月

札幌おおぞら法律事務所一同



嘘つきは、何のはじまり？

弁護士 太田 賢二

「嘘つきは泥棒の始まり」のはずである。しかし、一連の道警不正経理問題を見ていると、「嘘つきは、お巡りさんのはじまり？」とさえ思ってしまう。

当初不正経理は一切なかったと主張する道警のお偉方のことは、誰も信じていなかった。その後相次いだ内部告発等により、前言は簡単に覆され、一部の不正事実はずくに認められた。そしてお偉方の言葉とは裏腹に、不正経理の実態は、予想通り道警全体において明らかとなりつつある。しかも道警は、不正経理疑惑に関連した会計文書を廃棄していた。まさに開いた口がふさがらない。

それでも道警は、問題を中途半端なまま幕引きをしようとしている。いったい誰のための幕引きなのだ。なおそこに大きな嘘が見え隠れしていることが明らかだ。大切なのは、現場で一生涯懸命働いている真面目なお巡りさんが、誇りを持ってその任務を行うこと。そんなお巡りさんを私たちが心底信頼するための、嘘のない真実ではないのか。

それにしても世の中、平気で嘘がまかり通っている。内外の政治家は言うに及ばず、企業再編や最近のプロ野球をめぐる諸々の発言等々。

かくいう弁護士も、嘘つきの象徴のように思われているかもしれない。もちろん弁護士が積極的に嘘をつくことなど決してない（はずである）。ただ、特に刑事被告人の問題では、真実を追究する点において、かなり難しい選択を迫られることもある。まるで夫婦間の約束事みたいだけれども、「ホントのことは言えなくとも、嘘はつかない。」あたりが、弁護人の真実義務の落としどころだろうか。

とにかく、「嘘つきは大人のはじまり」などという格言になってしまわないよう祈りたいものです。



滅び行く似たもの同士？

あつという 間の一年目

弁護士 川島 英雄

早いもので、昨年10月に勤務を開始してから9ヶ月が経過しようとしています。率直な実感として、この9ヶ月間は本当にあつという間でした。ようやく日々の業務にも少しずつ慣れてきましたが、まだまだ要領が悪く、毎日のように残業をしなければならない生活です。それでも先輩の弁護士に比べれば圧倒的に事件数が少ないことを考えると、やはり先輩方はすごいなあと、あらためて思います。

今年に入ってから、弁護士会の委員会活動やいくつかの集団訴訟に数多く参加するようになったため、事務所以外の弁護士と交流する機会も増えました。幅広い人間関係を持つことは、人生における貴重な財産であると考えていますので、数多くの弁護士と交流し、また、これだけにとどまらず、裁判所や検察庁の方々、さらには法曹関係者以外の方々との交流も積極的にしたいと思っています（「飲みただけだろ」と言われると、否定し難いところではありますが……）。

最近の趣味はもっぱら、スポーツ情報をチェックすることです。残業で遅く帰っても、深夜のスポーツニュース又は翌日のスポーツ新聞は欠かさずチェックしています。自分でスポーツをすることも好きなのですが、最近あまり時間を作れていないため、月に2回ほど、弁護士会の野球部の練習に参加する程度です。水泳以外（←ここ重要！ ちなみに、カナヅチではありません。水が嫌いなのです。）なら大抵のスポーツはこなしますので、ゴルフ、テニス、などなど機会があればいろいろなスポーツをしたいと思っています。



今日も残業中…

北海道石炭じん肺訴訟 国との全面勝利和解へ

弁護士 田中 貴文

9年前の平成7年3月、北海道炭鉱汽船は突然会社更生法の適用を申請して事実上倒産した。北炭を被告にしてたかっていた原告たちは、何の救済もされないまま放り出された。以降、三菱マテリアル、住友石炭、三井建設を被告にしていた原告は平成10年7月までに、三井鉱山を被告にしていた原告は平成14年12月にすべて和解により解決した。北炭を被告にしていた原告だけが、国を被告としてたかかうことを強いられた。ところが4月27日に筑豊じん肺訴訟について最高裁で、国の責任を認める判決が出て状況は一変した。中川経済産業大臣は石炭じん肺を発生させたことについて謝罪し、北海道石炭じん肺訴訟についても和解で解決すると明言したのだ。そして6月10日北海道石炭じん肺訴訟（札幌高等裁判所）は結審し、現在被告国との和解協議が続いている。結審前日の6月9日に共済ホールで開いた「国のありかたを問う—北海道集会」には、全国各地、北海道内から

650名もの人が集まった。じん肺解決を求める裁判所宛の署名は11万筆を越した。現在、国会議員に対し和解解決の署名をお願いする要請行動に取り組んでいる。

私たちはじん肺発生について国として謝罪し、国として今後じん肺対策をとることの確約を求めているが、国はこの当たり前の要求に対して、拒否的な姿勢を崩さない。弁護士の仕事をはじめから16年、ずっとじん肺訴訟にかかわってきた。もう一息で全面解決するところまで来ている。原告たちとともに、最後の力をふりしぼって、今年こそ本当にじん肺訴訟の解決の年にしたい。



6月9日共済ホールにて

ドメスティック・バイオレンスの 相談を受けて思うこと

弁護士 山田 暁子

私は女性弁護士ということで、夫からの暴力（ドメスティック・バイオレンス/DV）に耐えかねて家を出た女性からの離婚の相談を受けることがよくあります。

相談に来られる女性は、長年暴力を受けながら、経済力のなさや子どもがいること、逃げたとしてもいずれ夫に見つかってさらにひどい暴力を振るわれるという恐怖感などから、ずっと暴力に耐えてきた方が多く、中には、耳を疑うようなひどい暴力に耐え続けてきた方もいらっしゃいます。

このような被害女性の声を聞き、被害女性の支援の必要性を実感する一方で、加害男性の支援の必要性も感じています。全く反省のない男性もいますが、中には、ひとりよがりな気持ちではあっても、妻や子どもを愛し、大切にしたいと思いながら、かっとなると怒鳴ったり暴力を振るったりすることがどうしてもやめられないという人もいます。多くの加害男性は、暴力的な行動パターンが身に付いており、自力でそれを変えることはとても難しいのです。しかし、加害男性が変わらなければ、その男性はまた愛する人を傷つけ、自分も傷ついていくしかありません。

最近、私の知人であるカウンセラーが、DVの加害男性から相談を受け、怒りをセルフコントロールするための、1年間のカウンセリングプログラムを考えているという話を聞きました。アメリカでは、DVに限らず、加害者に対する更生プログラムが発達しています。日本でも、このような取り組みが広がるよう、支援したいと思います。

大阪から札幌に移って1年が経ちました。いつまでも5月のような爽やかな気候に慣れ、夏の大阪に帰れなくなりそうです。



my favorite chair

事務局あいさつ

沢辺 千春

事務局で、浴衣を着て花火を見に行ってきた！社会人1年目に買った浴衣でしたが、なかなか着る機会がないので、着る事が出来て大満足でした。

小林 亜希子

母と二人で旅行をしました。忙しい日程でしたが、充実の旅でした。次はどこへ行こうかと早くも計画中です。



本間 恵

仕事を始めてから早1年が経とうとしています。何か習い事でも始めたいと思う今日この頃です。

齋藤 佳苗

この度、8年間の事務所生活を終え、退職することになりました。在職中は様々な方々との出会いがあり、本当に勉強になりました。また、スタッフにも恵まれ、良い環

境の中で仕事ができる本当に良かったと思っています。これからは、また第二の人生の出発として更に日々精進していきたいと思います。長い間ありがとうございました。

小野寺 可恵

社会人1年目の今年は、事務所の福利厚生を利用して、運動に励みます!! 脂肪撃退!!

佐々木 敦子

4月より新しく事務局に入り、毎日があっという間に過ぎていく日々です。これからよろしくお願ひ致します。

立花 美香

夏と言えば海。今事務局では海辺でのバーベキュー大会を計画中です。ビーチバレーに花火も予定し楽しい会になりそうです!



小林 本間 沢辺 立花 小野寺 齋藤 佐々木

事務所からのご案内

- 1、8月11日(水)から15日(日)までお盆休みとさせていただきます。
- 2、営業時間は、平日の午前9時から午後5時30分までです。
- 3、法律相談は予約制ですので、必ず前もってお電話をいただくようお願いいたします。

また相談の際には、関係すると思われる書類等をご持参のうえ、原則としてご本人がおいでいただくようお願いいたします。

相談料は、30分5,250円が基準です。



札幌 おおぞら法律事務所

〒060-0061 中央区南1条西10丁目 タイムスビル3階
TEL (011) 261-5715 FAX (011) 261-5705
E-mail:sapporo@ozoralaw.com